

改正

平成24年12月14日条例第18号

白里海岸市営駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、白里海岸市営駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、海水浴等公衆の海岸利用の便宜に資することを目的として、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白里中央海岸市営駐車場	大網白里市南今泉字白砂4881番1地先

(管理)

第4条 駐車場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認める場合、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(有料期間等)

第5条 有料期間及び利用時間は、別に規則で定める。

2 駐車場を利用する者（以下「使用者」という。）は、その車両を完全に停止させ、かつ盗難を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 使用者は、駐車位置その他について、管理者の指示に従わなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用者が駐車場に入場するとき、駐車券と引き替えに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第7条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) 国又は地方公共団体が、その業務を行うため使用する車両を駐車させるとき。

(3) 大網白里市に住所を有する者が使用するとき。ただし、営利を目的とするものはこの限りではない。

(4) 前3号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用の拒否)

第9条 市長は駐車しようとする自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用を許可しないことができる。

(1) 発火性又は引火性を有する物品若しくは劇薬物等の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設を損傷し、汚損又は滅失するおそれのあるとき。

- (3) その他当該自動車に係る使用が、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、駐車場の施設を損傷し、汚損又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 使用者は、前項に規定する届出をしたときは、速やかに当該損害について原状に修復する等により損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、賠償の責を免ずることができる。
- 3 使用者は、駐車中の車両等が盗難又は損傷を受けた場合、市長に損害賠償を求めることができないものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(大網白里町使用料及び手数料条例の一部改正)
- 2 大網白里町使用料及び手数料条例（昭和38年大網白里町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

白里海岸町営駐 車場	大型自動車	乗車定員30人以上のバスまたは積載重量5 t以上の貨物自動車及びこれに類似する大きさの自動車	一日1回の入場 ごとに	1,000円
	中型自動車	乗車定員11人以上29人以下のマイクロバスまたは積載重量5 t未満の貨物自動車及びこれに類似する大きさの自動車		700円
	普通車 小型自動車 軽自動車	前各区分以外の自動車（二輪車は除く）		500円
	二輪車 自動二輪車 原動機付自転車			100円

(摘要)

- 1 駐車料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出した額を含む。
- 2 町内に住所を有する者の使用は、無料とする。

附 則（平成24年12月14日条例第18号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。